

文教大学越谷キャンパス文化会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、学内の文化系団体の活動の継続と発展を図るとともに、学内の団体間の親睦と協力に貢献していくこと及び越谷キャンパス全体の文化的振興を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は文教大学越谷キャンパス文化会と称する。

(会の性格および事務所)

第3条 本会は文教大学学友会会則第24条に定めるところの「文化会」である。事務所を埼玉県越谷市南荻島3337番地の文教大学越谷校舎内に置く。

(会員の資格)

第4条 本会は、部長会で正式に加盟を認められた団体の構成員を会員とする。

(加盟団体および会員の権利)

第5条 加盟団体および会員は次の権利を持つ。

- (1) 会員は総会に出席し、発言・議決することができる。
- (2) 会員は総会を除き、本会において開かれる全ての会議を傍聴することができる。
- (3) 会員は本会において開かれる全ての会議の記録を閲覧できる。
- (4) 会員は第10章に定める役員を選出・承認できる。
- (5) 会員は役員のリコールを申請することができる。
- (6) 加盟団体は部長（その団体の責任者、代表者）を選出し、その部長を通して部長会の議決に関与することができる。
- (7) 加盟団体および会員は、本会において開かれる全ての会議の開催を要求することができる。
- (8) 加盟団体および会員は、本部に対し部長会・文化会組織委員会の協議事項を提案できる。

(加盟団体および会員の義務)

第6条

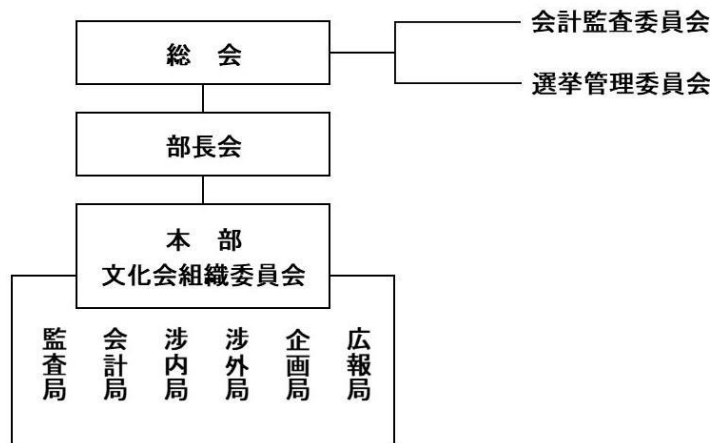
加盟団体および会員は次の義務をはたさなければならない。

- (1) 加盟団体および会員は、本会において開かれる全ての会議の決定に従わなければならない。
- (2) 加盟団体および会員は、本会の活動に従わなければならない。
- (3) 加盟団体および会員は、本会規約に従わなければならない。
- (4) 加盟団体は文化会組織委員を必ず選出しなければならない。

第2章 組織

(構成)

第7条 本会の組織図は次のとおりとする。



(委員会・局の成立)

第8条 新しい委員会・局の成立のためには、部長会の承認を得なければならない。

第3章 総会

(構成および権限)

第9条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

(招集)

第10条 総会の招集は文化会会長が行う。

2 招集は次の場合に行われる。

(1) 年に2回開かれる定期総会

(2) 第11条に定める規定により随時開かれる臨時総会

(臨時総会の招集)

第11条 臨時総会は次の場合に招集される。

(1) 部長会で3分の2以上の要求があった場合

(2) 本部が要求し、部長会で3分の2以上の承認を得た場合

(3) 会員の4分の1以上の要求があった場合

(成立および議決)

第12条 総会は全会員の3分の2以上(委任状も含む)の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。但し、途中退出者はその後行われる議決で決まった事項を委任する。

(審議事項)

第13条 総会では次の事項を審議する。

(1) 文化会決議案の承認

(2) 予算・決算の承認

(3) 第10章に定める次期役員の承認

(4) 規約の改正

(5) その他、部長会・本部・文化会会計監査・選挙管理委員会が必要と認めた事項

(議長団)

第14条 議長団は議長1名、副議長1名、書記1または2名で構成され、総会の議事運営を行う。

(記録)

第15条 総会の記録は書記が行い、本部がこれを保管する。

(その他)

第16条 その他、総会に関する事項は部長会が定める運営細則に従う。

第4章 部長会

(構成および権限)

第17条

部長会は加盟団体の部長をもって構成し、総会に次ぐ第二議決機関とする。

(任務)

第18条 部長会は本部の諮問を受け、その事項について審議する。

(招集)

第19条 部長会は次の場合に招集される。

- (1) 本部が必要と認めた場合
 - (2) 部長の4分の1以上の要求があった場合
 - (3) 会員の5分の1以上の要求があった場合
- (成立および議決)

第20条 部長会は全部長の3分の2以上（代行も含む）の出席をもって成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(審議事項)

第21条 部長会は次の事項を審議する。

- (1) 総会決議事項の具体化
 - (2) 第10章に定める次期役員の承認
 - (3) 規約改正の発議
 - (4) その他、本部が必要と認めた事項
- (議長団の選出)

第22条 部長会において議決を行う場合、部長会は本部役員から議長1名、副議長1名で構成する議長団を選出する。

(代行)

第23条 部長が部長会を欠席する場合、所属団体から代行を立てる。代行を立てられない場合は当日までに本部に委任状を提出する。

(記録)

第24条 部長会の記録は渉内局が行い、渉内局長がこれを保管する。

第5章 本部

第25条

(構成)

本部は会長1名、副会長2名、会計・監査・渉内・渉外・企画・広報の各局長で構成される。

2 前項の本部構成員を本部役員と称する。

(権限)

第26条 本部は総会・部長会で決定した事項の具体化を行う最高執行機関である。

(選出)

第27条 本部役員の選出は第10章に従って行う。

(任務)

第28条 本部役員は次の任務を行う。会長は本会を代表し会務を掌握する。副会長は会長を補佐し、会長に事故（不在は含まず）がある時は会務を代行する。各局長は第7章で定める局会議を主宰し局務を掌握する。

(本部会議)

第29条 本部会議は本部役員をもって構成し、必要に応じて開かれる。

(協議事項)

第30条 本部会議では次の事項を協議する。

- (1) 第 10 章に定める次期役員の部長会への推薦
- (2) 臨時総会の開催要求
- (3) 部長会・文化会組織委員会の召集
- (4) 部長会・文化会組織委員会への議案提出
- (5) 本会における行事の開催
- (6) 選挙管理委員長に対するリコール申請の受付
- (7) 加盟申請の受付
- (8) 処罰対象団体および会員の処罰執行
- (9) その他、本部役員の必要と認めた事項
(記録)

第 31 条 本部会議の記録は渉内局長が行い、これを保管する。

(兼任の禁止)

第 32 条 本部役員は文化会会計監査長および選挙管理委員長との兼任はできない。

第 6 章 文化会組織委員会

(構成および権限)

第 33 条 文化会組織委員会は加盟団体から 1 名以上選出された文化会組織委員で構成し、本部の事務組織とする。

(任務)

第 34 条 文化会組織委員は次の任務を行う。

- (1) 本部の要請に応じて、本会活動全般における事務を行う。
- (2) 第 7 章に定める各局に所属し、事務を行う。
- (3) 必要に応じて実行委員会を開き、目的の具体化・実行を行う。
- (4) 所属団体において本会活動に関する報告を行う。

(任期)

第 35 条 文化会組織委員の任期は、後期総会から次年度後期総会までとする。但し重任は妨げない。補充により就任した文化会組織委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第 36 条 文化会組織委員会は次の場合に招集される。

- ① 本部が必要と認めた場合
- ② 文化会組織委員の 4 分の 1 以上の要求があった場合
- ③ 部長会で 3 分の 2 以上の要求があった場合
- ④ 会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合

(代行)

第 37 条 文化会組織委員が活動を欠席する場合、所属団体から代行を立てる。代行を立てられない場合は当日までに本部に欠席届を提出する。

(記録)

第 38 条 文化会組織委員会の記録は渉内局が行い、渉内局長がこれを保管する。

第 7 章 局

(構成)

第 39 条 局は局長・副局長・局員をもって構成する。

(任務)

第 40 条 各局は次の任務を行う。

(1) 監査局

- ① 各種会議・本会活動における出欠確認および調査
- ② 学内掲示板の管理
- ③ (1) (2) における結集率の算出

- ④加盟団体の名簿・部室・倉庫の管理
- ⑤本会に加盟申請した団体の審査および調査
- ⑥処罰対象団体・会員の審査および調査

(2) 会計局

- ①本部会計—本部運営に関する経理事務
- ②団体会計—予算会議・会計会議の開催、並びに加盟団体の予算・収支に関する事務および指導

(3) 渉内局

- ①部長会・文化会組織委員会の議事録作成
- ②本会活動における必要書類の作成・掲示・配布
- ③本部室・備品の管理および貸出
- ④加盟団体の使用教室の調整
- ⑤学内他組織（大学当局・学友会他本部）との連絡および交渉

(4) 渉外局

- ①学内団体との連絡および交渉
- ②渉内局任務の補佐
- ③文化会主催イベント時の参加団体との連絡および交渉

(5) 企画局

- ①本会活動の目的に沿った各種行事の企画
- ②各行事の実行委員長を中心とした企画の具体化および実行

(6) 広報局

- ①本会活動の広報
- ②本会加盟団体の活動に関する広報の援助
- ③選挙管理委員会より認可された選挙公報

(局会議)

第 41 条 局会議は必要に応じて開かれ、局の任務・運営について協議する。

(記録)

第 42 条 局会議の記録は局員が行い、局長がこれを保管する。

第 8 章 文化会会計監査

(構成)

第 43 条 文化会会計監査は文化会会計監査長 1 名と文化会会計監査委員数名で構成される。

(権限)

第 44 条 文化会会計監査は次の権限を行使できる。

(1) 本部の決算に不明瞭な点がある場合、次年度予算を削減するように学友会総務部・予算会議に進言できる。

(2) 出金事務に関して問題がある場合、文化会会計監査は本部助言と承認により、その団体の出金事務の一時停止を会計局に要請できる。

(3) その他会計監査に関することが必要な場合、部長会および本部に対して第 14 条に定める処罰適応などを進言できる。

(4) 学友会他本部の決算に不明瞭な点がある場合、次年度予算を削減するように学友会総務部に進言できる。

(選出)

第 45 条 文化会会計監査長の選出は第 10 章に従って行い、文化会会計監査委員は必要に応じて文化会組織委員（会計局は除く）より選出される。

(任務)

第 46 条 文化会会計監査は次の任務を行う。

(1) 本部および加盟団体の決算の会計監査を行い、学友会総務部・部長会・総会への報

告を行う。

(2) 学友会総務部の要請に応じて学友会他本部の会計監査を行い、学友会総務部及び学友会総会への報告を行う。

(監査の実施)

第 47 条 文化会会計監査は第 10 条に定める定期総会に合わせて実施する。

(記録)

第 48 条 文化会会計監査の記録は文化会会計監査長が行い、これを保管する。

(兼任の禁止)

第 49 条 文化会会計監査長・委員は、本部役員・選挙管理委員長・会計局員との兼任はできない。

第 9 章 選挙管理委員会

(構成)

第 50 条 選挙管理委員会は選挙管理委員長 1 名と選挙管理委員数名で構成される。

(権限)

第 51 条 選挙管理委員会は次の権限を行使できる。

(1) 本部が役員候補者の推薦を拒否した場合、部長会に役員候補者を推薦できる。

(2) リコールが決定した役員を解任し、会員に公表することができる。

(3) リコールされた役員の代行を部長会に推薦できる。

(選出)

第 52 条 選挙管理委員長の選出は第 10 章に従って行い、選挙管理委員は必要に応じて文化会組織委員より選出される。

(任務)

第 53 条 選挙管理委員会は次の任務を行う。

(1) 次期、本部役員・文化会会計監査長・選挙管理委員長の選出選挙のための事務を行う。

(2) 部長会・総会において、選挙された役員の紹介を行う。

(3) 本部役員・文化会会計監査長に対するリコール受付および審査を行う。

(招集)

第 54 条 選挙管理委員会の招集は選挙管理委員長が行う。

(記録)

第 55 条 選挙管理委員会の記録は選挙管理委員長が行い、これを保管する。

(兼任の禁止)

第 56 条 選挙管理委員長・委員は、本部役員および文化会会計監査長との兼任はできない。

第 10 章 選挙規定

(役員の選出)

第 57 条 役員とは本部役員・文化会会計監査長・選挙管理委員長をさし、本会の円滑かつ公正な運営のために選出される。

(選出方法)

第 58 条 役員の選出は次の手続きに従って行う。

(1) 選挙管理委員会が会員から立候補を募り、後期総会の 1 週間前までに立候補者を公示し、後期総会の 3 日前までに投票を実施する。開票は選挙管理委員が行い、後期総会の前日までに選挙結果を公示する。

(2) 有権者は、全文化会会員とするが、兼部者は複数の投票権を所持できない。

(3) 選挙は全文化会会員の 3 分の 2 以上の投票を以て成立する。不成立の場合は期日を改めて再度行う。

(4) 立候補者が複数の場合は、最も獲得票の多かったものを当選者とする。

(5) 立候補者が単数の場合は信任投票を行い、全投票の過半数の支持を得た場合を当選とする。過半数の支持を得られなかった場合は、次項に従う。

(6) 立候補の出ない場合、選挙管理委員会の要請により、本部は文化会会員から役員候補者を推薦する。

(7) 当選者および推薦された役員候補者は部長会の承認を得て役員として選出される。

(8) 選出された役員は総会で会員の拍手多数による承認を得る。

(9) その他の選挙規定は随時、選挙管理委員会が本部の承認を得て決定する。

(選挙時期)

第 59 条 選挙は後期総会の 1 か月前から 2 週間告示される。

(役員の任期)

第 60 条 役員の任期は後期総会から次年度後期総会までとする。

第 11 章 リコール

(役員のリコール)

第 61 条 役員が不正を犯した可能性がある場合、会員は次条の手続きに従ってリコールを申請することができる。

(リコールの手続き)

第 62 条 本部役員・文化会会計監査長のリコールは次の手続きに従って行う。選挙管理委員長のリコールに関しては本部が選挙管理委員会の任務を行う。

(1) リコールを行おうとする会員は、全会員の 3 分の 1 以上の署名（用紙は選挙管理委員会発行）・リコール理由書を選挙管理委員会に提出する。

(2) 選挙管理委員会は提出された書類およびリコール対象の役員を審査し、審査結果を部長会に提出する。

(3) 部長会でこれを審議し、全部長の 3 分の 2 以上の承認を得た場合、選挙管理委員会は直ちにリコール対象の役員を解任し、会員に公表する。

(4) 選挙管理委員会は直ちに補充選挙を告示し、リコール執行後 30 日以内に新役員を選出する。

(リコールされた役員の代行)

第 63 条 新役員が選出されるまでの間、選挙管理委員会が推薦し、部長会で承認を得たものが代行を務める。

第 12 章 財政

(財政)

第 64 条 本会の財政は学友会によって割り当てられる学友会費およびその他の収入をこれにあてる。

(予算)

第 65 条 本会の予算とは本部および本会に所属する団体に分配するものをいう。

(会計年度)

第 66 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(予算会議)

第 67 条 予算会議は団体代表者・会計担当で構成され、予算に関する事項を審議する。本会議は団体代表者・会計担当者の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、審議事項は出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって決議される。

(会計会議)

第 68 条 会計会議は団体会計担当で構成され、予算に関する収支および団体会計の指導などを行う。

(予算分配)

第 69 条 予算分配は次の手続きに従って行う。

- (1) 加盟団体は予算に関する必要書類を会計局の指示に従って本部に提出する。
- (2) 提出された書類・活動状況・本会への結集率などを基に会計局が予算原案を作成し、予算会議に提出する。
- (3) 予算会議でこれを審議し、予算案を決定する。
- (4) 予算案は総会で承認を得て、予算として決定する。
- (5) 予算の出金は全て会計局で行う。

(決算)

第70条 本部決算・団体決算は会計局の指示に従って報告し、会計監査を受け、総会にて承認を得る。

(その他)

第71条 その他、財政に関することは予算会議の決定によるものとする。

第13章 加盟

(加盟)

第72条 本会への加盟は文化系団体の自由意志によるものとする。

(加盟の条件)

第73条 本会に加盟を申請する団体は次の条件を満たさなければならない。

- (1) 届出団体として1年以上活動している団体
- (2) 団体の継続を大学へ届出している団体
- (3) 所属団員が5名以上の団体
- (4) 定期的に活動を行っている団体

(加盟の手続き)

第74条 加盟は次の手続きに従って行う。

(1) 本会に加盟を希望する団体は、本部に次の書類(用紙は本部発行)を提出し、加盟申請を行う。

①加盟申請書

②誓約書

③趣意書

④本部および部長会が必要と認めた書類

- (2) 本部は加盟を申請した団体の審査を監査局に申請し、審査結果を部長会に提出する。
- (3) 部長会でこれを審議し、承認を得て、加盟申請を行った団体の加盟を決定する。
- (4) 加盟の決定した団体は総会で会員の拍手多数による承認を得る。
- (5) 加盟の決定した団体は部として承認される。
- (6) 本部は団体の加盟を学友会総務部に報告する。

(退会)

第75条 退会は加盟団体の自由意志によるものとし、次の手続きに従って行う。

- (1) 退会理由書を本部に提出する。
- (2) 部長会において団体代表者が説明を行い、承認を得る。
- (3) 総会において団体代表者が報告を行う。
- (4) 本部は団体の退会を学友会総務部に報告する。

(改名)

第76条 改名は加盟団体の自由意志によるものとし、次の手続きに従って行う。

- (1) 団体名変更届を本部に提出する。
- (2) 部長会において団体代表者が報告を行う。
- (3) 本部は加盟団体の改名を学友会総務部に報告する。

第14章 処罰

(違反行為)

第 77 条 次の行為をなした団体および会員は次条の規定により処罰する。但し、会員の場合は所属団体の合意を得る。

- (1) 本規約に反した行為をした団体および会員
 - (2) 本会活動あるいは本部に支障をきたす行為をなした団体および会員
 - (3) 本会活動参加率 20%以下の団体
 - (4) 必要書類を提出しない団体
 - (5) その他部長会によって決定された事項
- (処罰の訴追)

第 78 条 次の要求があった場合、本部は処罰対象の団体および会員の処罰の手続きを行わなければならない。

- (1) 会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合
 - (2) 加盟団体の 3 分の 1 以上の要求があった場合
 - (3) 全部長の 3 分の 1 以上の要求があった場合
 - (4) 全文化会組織委員の 3 分の 2 以上の要求があった場合
- (処罰の手続き)

第 79 条 違反行為があった場合、監査局の発議により、本部は部長会の承認を得て次の処罰を決定・執行する。但し、除名に関しては総会で承認を得て執行する。

- (1) 予算削減
 - (2) 予算停止
 - (3) 部室の取り上げ
 - (4) 活動停止（一部または全て）
 - (5) 除名
- (不服申請権)

第 80 条 処罰の決定を受けた団体および会員は処罰決定後 5 日以内に本部に対して決定不服申請を行うことができる。本部は必ずこれを受理し、前条に定める手続きを行わなければならない。但し、部長会において再度の処罰決定が行われた場合、処罰が最終的に決定する。

第 15 章 部室

(部室の管理)

第 81 条 本会加盟団体の使用する部室および倉庫の管理は、本部が行う。

(部室の使用)

第 82 条 部室使用は次の規定による。

- (1) 本会加盟団体の部室使用については、大学の定める越谷校舎学生団体部室使用規則に従う。
- (2) 部室使用を希望する団体は 85 条に定める手続きを経て本部と 1 年ごとに使用契約を結ばなければならない。
- (3) 部室内では、本部が部長会の承認を経て定めた禁止事項および大学当局・学友会の規定による禁止事項を行ってはならない。
- (4) 部室内の清掃および備品管理は使用する団体が責任をもって行わなければならない。
- (5) 第 14 章に定める違反行為を行い部室取り上げが決定した団体に対して、本部は使用契約を破棄し、直ちに退室させることができる。

(期間)

第 83 条 部室の使用期間は 4 月 1 日～3 月 31 日までの 1 ヶ年とする。但し、期間途中で使用契約を結んだ場合は残りの期間とする。

(部室使用の条件)

第 84 条 以下の条件を満たしている団体に部室を使用する権利を与える。

- (1) 本会活動への参加率が 50%以上の団体。

- (2) 文化会加盟後に1年以上を経過している団体。
- (3) 過去1年間に第14章に定める処罰の対象となっていない団体。
- (4) その他、本部および部長会において決められた事項を守る団体。

2 前項2号に該当しない団体について、特別な理由がある場合は、要望書の内容に鑑み、本部および大学当局の判断で例外的に使用を許可することがある。

(部室使用に関する手続き)

第85条 部室使用の許可は次の手続きに従って行う。

(1) 新規に部室使用を希望する団体は本部に要望書を提出する。契約更新を希望する団体は12月31日までに本部に報告を行う。

(2) 本部は前条の条件について監査局に審査を依頼し、部長会の承認を得て団体と使用契約を結ぶ。

(3) 部室の調整は本部が行い、部長会で承認を得て決定する。

※ 原則として1団体1部室とする。それ以上を必要とする場合、部長会において承認を得る。

(その他)

第86条 その他部室に関する事項は本部が部長会の承認を得て決定する。

第16章 顧問

(顧問)

第87条 顧問は本会の運営について会員から相談を受ける。

2 顧問は本学の専任教員がその任務にあたらなければならない。

第17章 改正

(改正の発議)

第88条 本規約の改正は次の場合に発議される。

- (1) 部長会で3分の2以上の要求があった場合
- (2) 本部が要求し、部長会の承認を得た場合

(改正の手続き)

第89条 本規約の改正は次の手続きに従って行う。

(1) 部長会で改正案を審議し、全部長の3分の2以上の承認を得る。

(2) 部長会で承認を得た改正案は、全会員による投票および総会において、全会員の3分の2以上の承認を得て決定する。

(3) 規約改正について前項の承認を得た場合、会長は文化会会長の名で直ちにこれを公布する。

附 則

この規約は1981年12月1日より施行される。

この規約は1989年1月17日より改正施行される。

この規約は1995年12月1日より改正施行される。

この規約は1997年11月14日より改正施行される。

この規約は2019年7月1日より改正施行される。

この規約は2021年7月16日より改正施行される。

この規約は2021年12月24日より改正施行される。

この規約は2022年7月6日より改正施行される。

文教大学越谷キャンパス文化会総会運営細則

(招集)

第1条 本部は総会を招集する場合、その旨を1か月前には部長会で報告し、会員に公示する。

(成立)

第2条 総会は全会員の3分の2以上（委任状も含む）の出席をもって成立する。但し、出席率が80%未満の加盟団体は本会規約第14章に定める処罰の対象とする。

(議決)

第3条 議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。但し、途中退出者はその後行われる議決で決まった事項を委任する。

(総会議案書)

第4条 総会議案書とは総会の進行並びに議案を記載したものである。本部が原案を作成し、部長会での承認を得て総会に提示される。

(運営)

第5条 次に示す総会の運営は文化会組織委員会が行う。

(1) 総会議案書の作成

(2) 総会当日の議場設営・入場・誘導・採決・集計

(3) 議長団の選出前、解任後の総会の運営

(議長団)

第6条 議長団は議長1名・副議長1名・書記2名で構成され、総会の議事運営を行う。

(議長団の選出)

第7条 議長団の選出は次の手続きに従って行う。

(1) 議長団は総会において会員の立候補により選出される。

(2) 立候補がない場合、本部は文化会組織委員から議長団を推薦する。

(3) 推薦された議長団は会員に拍手多数により承認を得る。

(委任状)

第8条 総会に出席できない会員は本部に委任状を提出しなければならない。

2 委任状出席者は総会で決まった事項を委任する。

(委任状の発行)

第9条 委任状の発行は次の手順に従って行う。

(1) 委任状は本部が発行・回収を行う。但し、発行から回収までの期間を1週間以上設ける。

(2) 委任状回収後に変更がある場合、総会開催日1日前の午後5時まで本部が変更を受け付ける。

(特別出席)

第10条 本会規約第57条に定める役員、文化会組織委員および事情により全所属団員が総会に出席できない加盟団体は、事前に議案を審議し、議決に参加することができる。

(質疑応答)

第11条 質疑応答は次の手順で行う。

(1) 議案に対し質問・意見がある場合、挙手し議長の指名を受ける。

(2) 指名を受けた会員は氏名・所属団体名を述べ、発言する。

(3) 発言に対する答弁はその都度議長の指示に従う。

(議場閉鎖)

第12条 議場閉鎖は採決時の人数を正確に把握するために行い、議長により宣言される。

議場閉鎖中、総会参加者は席を立つことはできない。

(採決)

第13条 採決総会議案の採決方法は、加盟団体の部長が所属団員の意志を集計し、その数

を集計用紙に記入する。集計用紙は文化会組織委員によって集計される。採決の結果は副議長によって公表される。

（特別議案）

第 14 条 特別議案とは総会議案以外に議案がある場合、会員が発議するものである。発議された議案は議題として採択するか否かを議決し、その後は議長の指示に従う。

（議事録の承認）

第 15 条 総会議案がすべて採決された後、書記は総会議事録を会員に公表する。議事録は会員の拍手により承認される。

（議長団の解任）

第 16 条 総会議事録の承認後、議長団は解任される。

（改廃）

第 17 条 本細則の改廃は、文化会総会の議を経て行う。

附則

この細則は、2019 年 7 月 1 日より改正施行する。